

令和4年3月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和4年3月25日（金）

午前9時30分～

場所：市役所3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第13号 伊勢原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

日程第6 議案第16号 伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第17号 伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

日程第8 議案第18号 伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について

【非公開予定】

日程第 9 議案第19号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第10 議案第20号 学校嘱託医等の委嘱について

その他の議題

閉 会

市議会3月定例会 教育委員会関連 総括質疑答弁の概要

【総括質疑】

No.	質問議員	質問の内容
1	中山真由美 議員 (発言順位 2番)	<p>令和4年度伊勢原市一般会計予算について</p> <p>1 総論</p> <p><u>(2) 第5次総合計画中期戦略事業プランについて (教育指導課)</u></p> <p>[市長答弁]</p> <p>ギガスクール構想においては、高速大容量の校内ネットワークと児童生徒に1人1台の端末を整備し、今年度から活用が進められているところです。</p> <p>これにより、学習に対する児童・生徒の興味・関心の向上や個々の習熟度にあった学習への応用、多角的な視点で物事を捉え考える力の醸成などにつながるものと考えています。</p> <p>I C Tを活用した指導体制としては、各学校における研修会の実施や支援員の配置等を計画的に取り組むことにより、授業における効果的なI C Tの活用が図られるものと考えています。</p> <p><再質問></p> <p>[学校教育担当部長答弁]</p> <p><u>●学習者用端末を活用した具体的な魅力ある授業について (教育指導課)</u></p> <p>例えば、理科の実験では、実験結果を端末に入力することで、クラス全体で共有することができ、他の班の結果からも考察を深めることができます。</p> <p>さらには、校内だけでなく、動画配信ソフトを利用して、東海大学病院内に開設している院内学級である「東海学級」の児童に学校から読み聞かせをしているところをリアルタイムで配信したり、自宅学習している児童と先生がコミュニケーションをとったりする事例もございました。</p> <p><u>● I C T支援員の増員の必要性について (教育指導課)</u></p> <p>今後のI C T支援員の活用実績や成果、課題等を十分に把握した上で、増員も含め学校における効果的な配置の仕方について研究を進めてまいります。</p>

No.	質問議員	質問の内容
2	宮脇 俊彦 議員 (発言順位 4番)	<p>令和4年度伊勢原市一般会計予算について</p> <p>1 総論 <u>(3) コロナ対策について</u> (学校教育課) [市長答弁]</p> <p>●小中学校における感染拡大防止への取組 小中学校では、児童生徒がこまめに、うがいや手洗い等を行うとともに、教室での十分な換気、給食喫食時の黙食の徹底などを実施していますが、今回の第6波では、児童・生徒や教職員への感染も広がっているため、教育委員会では、学級閉鎖等の休業措置を保健所や医師会と相談しながら行い、感染拡大の防止に努めています。</p> <p>3 歳出について <u>(2) 教育施策の充実について</u> (学校教育課) [市長答弁]</p> <p>●教師の残業問題の解決を図る取組 教育委員会では、昨年5月から出退勤管理システムを全校で導入し、教職員の在校等時間の超過時間を把握しています。 学校では、教育委員会が定めた取組方針に基づき取り組んでいますが、超過時間が長時間にわたる教員も多いことから、令和4年度においても引き続き、学習指導員やスクール・サポート・スタッフを活用し、教職員の負担軽減に取り組みます。</p> <p>●35人学級実現に合わせた対応 国では、本年度から段階的に小学校における35人学級を進めており、令和4年度には3年生で35人学級が実現する予定です。 今後は中学校においても35人学級が実現できるよう、県を通じて国に要望を続けていきます。</p>

市議会3月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	山田 昌紀 議員 (1日目1番)	<p>発言の主題：1 本市における文化財及び歴史文化遺産の効果的な発信・活用について（歴史文化担当）</p> <p>＜再質問＞</p> <p>【教育部長答弁】</p> <p>●「鎌倉殿の13人」に関する文化財・歴史文化遺産について</p> <p> 靈山寺（現在の宝城坊）には、源頼朝が一度、北条政子が二度参詣しており、日向にはその折の伝承も数々残されています。大山詣りの重要な行事である「納め太刀」も、頼朝が戦勝祈願のために太刀を奉納したことによ来するとされています。このほか、鎌倉幕府縁の武士として糟屋有季、岡崎義実、石田次郎等を挙げることができます。</p> <p>●文化財及び歴史文化遺産の今後の広報戦略について</p> <p> 効果的な情報提供のため、外国人へ向けた「いせはら文化財サイト」英語版、コロナ禍に対応した「いせはらオンライン考古資料展」の開設等に取り組んでいます。今後も、多くの方に魅力と価値を実感していただくため、映像や画像を多用したビジュアルな文化財の姿を提供するデジタル情報の発信により力を入れる必要があります。一方で、現地に行き、実物に触れる本物の体験がより貴重になることから、文化財の特別公開や現地見学会、さらに、学校への出前授業で、子どもたちが地域の歴史を体験することも、継続して実施していきます。</p>
2	長嶋 一樹 議員 (1日目4番)	<p>発言の主題：1 本市の教育行政について</p> <p>(1)学校施設の現状と改修計画について（教育総務課）</p> <p> 市内の学校施設は建物本体や設備の老朽化が進んでおり、今後、改修や改築時期が集中することが見込まれています。</p> <p> こうした中、施設の中長期的な維持管理経費の縮減と予算の平準化を図り、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、昨年度からの2カ年で学校施設個別施設計画の策定に取り組みました。</p> <p> 計画では、施設の老朽化状況や今後の児童生徒数の減少見込み等を踏まえ、今後の施設更新の基本的考え方や整備方針を示しています。</p> <p> 引き続き、計画的な維持管理と施設整備に努めたいと考えます。</p>

<再質問>

●老朽化による電気・給水設備の故障等で学校生活に影響はなかったか。

電気や給水設備の不具合は学校運営に大きな影響を及ぼすことから、毎年度実施する専門業者による点検結果等を受け、故障や不具合が生じる可能性がある箇所については、未然防止対応をすることとしています。

また、突発的な不具合に対しては、今年度も学校運営に支障をきたさないよう緊急修繕を実施し、不具合の解消を図りました。

●老朽化が進む中、安全性は確保されているのか。

老朽化が広範囲に進んでいる箇所については、優先的に改修が必要な箇所として学校施設個別施設計画に位置付けています。

また、外壁や内装部材の落下防止等のため、年に一度、学校とともに施設の点検を行い、安全の確保に努めています。

●プール施設の老朽化状況と今後の対応はどうか。

プール施設は14校のうち8校が建設から40年以上を経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

今後のプール施設の在り方を検討するため、今年度から民間スイミングクラブを活用した水泳授業を山王中学校において試行しました。引き続き、今後のプール施設の在り方の検討を進めます。

(2) 学校給食について（学校教育課）

本市の学校給食は、小学校は自校方式で、中学校はデリバリー方式で、それぞれ実施しています。

自校方式は、配達時間が無いため温かい給食を提供できること、衛生管理が行いやすく喫食時間等、学校の実情に合わせた対応ができるここと等、給食として最良の手法と考えます。

子どもたちの心身の健全な発達や望ましい食生活の形成、食に関する理解等、給食を通じた食育の推進の重要性から、中学校でも栄養バランスのとれた完全給食を導入しました。

中学校給食導入の目的である食育の推進、保護者負担の軽減、貧困対策の充実を図る等を十分に踏まえた上で、最少の経費で最大の効果を求めるため、配膳の手間がなく日課への影響が少ないとや、財政的負担が少ないと、施設改修が最小限で済む等の理由から、早期に給食を導入できることを重視し、デリバリー方式としました。

なお、献立の作成は市の栄養士が責任を持って行い、安全を第一に考え、十分な栄養バランスや生徒の嗜好、さらには経費等にも配慮した献立としています。

＜再質問＞

●小学校給食は今後も自校方式で行っていくのか

各校の施設の機能等を維持し、自校方式の給食ができる限り実施したいと考えていますが、社会経済情勢の変化に適切に対応し安定的な市民サービスを維持するため、機能の集約化による運営費用の効率化の検討も必要であると認識しており、研究を進めています。

●給食残渣の対応、資源化について

小学校給食は、残食料の計量後、燃やすごみとして処理し、中学校給食は、委託業者が事業ごみとして処分しています。

資源化の一環として、市内の食用廃油のリサイクル工場に、調理に使用した廃油を回収してもらい、リサイクル工場で、バイオディーゼル燃料に精製されています。

●公会計の導入について

小学校給食費及び中学校の牛乳代は、いわゆる私会計です。

公会計化による効果として、教職員が担っている給食費の徴収、督促等の管理業務を市に集約することにより学校の負担軽減が期待できます。

さらに、市の会計制度に基づき透明性が確保されるとともに、未納者に市が法的措置を講じることが可能になり、保護者負担の公平性等が期待でき、納付方法を多様化できることから、保護者の利便性が向上するメリットが考えられます。

一方、公会計化するためには、給食費を管理するため給食費管理システムを導入する必要があり、同時に給食費の賦課徴収等の管理業務を担う正規職員の追加配置が必要と考えています。

市の財政状況及び定員管理の状況を鑑み、費用対効果を充分に考慮し、引き続き先進市の導入事例を研究していきます。

●無償化について

学校給食法により給食費は保護者が負担することとされており、給食の経費負担は、引き続き法令の規定に則り執り行っていくものと考えています。

支援が必要な家庭には、就学援助費の1品目として給食費を支給しており、対象世帯の保護者の経済的負担を軽減しています。

(3) コロナ禍の学校運営の現状について（教育指導課）

●時系列的な対応状況について

令和2年2月末に国から新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校における一斉臨時休業の通知があったことを踏まえ、本市においても令和2年3月の初旬から5月末まで臨時休業といたしました。

令和3年度になり、まん延防止重点措置や緊急事態措置が行われた期間もありましたが、各校では教材や教具の工夫や学習の進め方等を工夫しながら、学習指導要領に定める各学年の学習内容を効果的に指導することに取り組んでまいりました。

		<p>(4)学校の統廃合について（教育指導課）</p> <p>学校の統廃合については、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、育てたい子ども像や学校教育のあり方の議論を踏まえ、地域のコミュニティの核となる施設としての役割等にも十分留意しながら、今後、学校における適正規模・適正配置の観点を軸として総合的に研究を進める必要があると考えております。</p>
3	館 大樹 議員 (1日目6番)	<p>発言の主題：1 (仮称)郷土資料館整備事業について (教育総務課 歴史文化担当)</p> <p>【教育部長答弁】</p> <p>(1)「仮称 郷土資料館整備事業」の検討状況について</p> <p>郷土資料館に関する検討状況については、平成8年の(仮称)郷土資料館構想検討委員会の報告書があり、博物館的施設の必要性が急務であるとされています。しかし、厳しい財政状況や、他の事業との優先順位などから、具体的な進展には至りませんでした。そこで、機能を分化し、既存の施設を利用して整備を図ることを検討してきました。</p> <p>平成27年には市民から資料とともに土地と建物の寄贈を受け、文化財のイベント的な展示会や資料の整理作業の場として活用しています。また、喫緊の課題は、文化財保存室の老朽化が進み、資料の整理と保管についての移転施設を確保することとなっています。</p> <p><再質問></p> <p>●文化財保護審議会や教育委員会議での意見について</p> <p>文化財保護審議会からは、伊勢原市にはふさわしい展示施設が必要であるが、市町村が設置している資料館の運営は、財政的に苦労しているところが多く、機能や運営方法については工夫が必要であるという意見、また、教育委員会議や総合教育会議でも、本市の歴史資料や美術作品に対する展示、公開施設の必要性についての意見をいただいています。昨年度実施した伊勢原市文化財保存活用地域計画のパブリック・コメントの中でも、「拠点施設整備」は具体的な成果につなげて欲しいとの意見がありました。</p> <p>●伊勢原市第6次総合計画での位置づけについて</p> <p>現在の公共施設等総合管理計画では、施設総量の縮減を基本方針とし、施設の保有総量を勘案しつつ、施設整備を進めることとしています。現在策定している教育施設の個別施設計画においても、老朽化が進んでいる教育施設に係る今後の維持更新経費は多額となることが見込まれています。</p> <p>総合計画への位置付けについては、同時に改訂を進めていく公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、検討していくことになると考えています。</p>

		<p>【市長答弁】</p> <p>●郷土資料館建設に対する市長の見解について</p> <p>市長就任以来、本市の歴史文化を生かし、伊勢原のまちづくりの一助にすべく、国が推進する日本遺産や日本博といった文化観光事業について、国の補助金を活用し取り組んできました。地域の歴史文化を保存、活用する拠点施設があれば、今まで以上に伊勢原の魅力を発信し、地域の活性化、市民の郷土愛の醸成に役立つものと認識しています。</p> <p>しかし、公共施設の老朽化により、さまざまな取り組みを進めたとしても、多額の経費がかかることが見込まれており、ただちに新たな施設を建設することは非常に厳しい状況と考えています。拠点施設がない中ではありますが、歴史文化は本市のアドバンテージでありますので、今後もさまざまな手法により、伊勢原の歴史文化を活用し、その価値を共有し、しっかりと引き継いでいく取組を続けていきたいと考えています。</p>
4	今野 康敏議員 (2日目1番)	<p>発言の主題：1　学校教育について</p> <p>(1)コロナ禍における小中学校臨時休業時の対応について（教育指導課）</p> <p>本市においては、学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校全体の臨時休業等の措置の検討に当たっては、県の通知内容をふまえ、1学級当たりの児童生徒の人数や当該学年の学級数、校舎内の教室配置、校内における児童生徒の活動範囲等の状況を考慮した上で総合的に判断しております。また、判断をする際は、学校と協議し医師会や保健所とも連携を図りながら、学級閉鎖等の措置を行っているところです。</p> <p>(2)不登校児童生徒の現状と支援について（教育センター）</p> <p>不登校児童生徒の現状ですが、伊勢原市の不登校児童生徒数は、令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査における結果では、小学校で55名、中学校で52名の計107名で、前年度から5人減少しております。学校では、不登校はどの子どもにも起こりうることとして認識し、不登校傾向にある子どもの早期発見・早期対応に、チームで対応をしております。</p> <p>学習支援といたしましては、保護者と学校との連携・協力のもと、一人一台端末を使用しての学習や、担任が家庭訪問で課題を届けるなどして、家庭が学びの場となるよう支援をしております。</p> <p>教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、長期欠席になりそうな児童生徒の支援を、学校と連携をし行ったり、訪問相談員が家庭訪問し、本人との面会を行い、社会的自立に向け支援を行っております。</p> <p>また、適応指導教室では、専任教員や指導員、補助指導員が、人間的なふれあいを基盤としながら個に応じた指導、支援を行っております。</p>

<再質問>

●タブレット端末を使用しての具体的な学習方法について、不登校児童生徒全員が行えているのか。(教育センター)

児童生徒の心理的負担のないよう、子どもの状況を家庭と相談しながら、すすめているため、全ての不登校児童生徒がタブレット端末を使用しての学習を行っているわけではありません。オンラインでの授業につきましては、特定の授業の中で短時間行ったり、宿題や課題をタブレット端末を通じて提出したり、ドリルソフトに取り組んだりする児童生徒もあります。

(3) 小中学校教員不足の現状について (学校教育課)

小学校で全国的に教員不足の状況にあり、本市でも状況は同様です。

本来、勤務時間等が正規教員と同じ勤務形態の臨時的任用職員を配置すべきところ、臨時的任用職員が不足したため、児童の授業を保障するために非常勤講師を任用しました。

非常勤講師は、学級担任や校内の校務分掌等を担うことができず、他の教員にその分の負担がかかっています。

来年度の人事配置も、例年ない厳しい状況にあり、現段階で、小学校で4人非常勤講師対応となる見込みで、引き続き教員の確保に努めています。

教員不足は、教員のなり手不足が大きな原因のため、県に教員の人材確保を要望するとともに、大学等とも連携を深める中で、教育実習や教育インターンシップの受入れ、学生ボランティアの任用等を通じて、教員の仕事の魅力を発信し、教員のなり手不足の解消に努めています。

<再質問>

●教員のなり手不足の要因は何か、教員のなり手不足を解消していくにはどうしたらよいか

[教育長答弁]

今年度の本市の小中学校で働く県費負担の教員数は、10年前に比べ14人増加していますが、これは、支援級の数が10年前の倍近くになっているためです。一方、国の資料によると令和3度の25歳から44歳の人口は、10年前の8割程度まで減少しており、教員のなり手不足の大きな要因は、働く世代の人口減ではないかと考えています。

なり手不足の解消に向けた対策は、教員という職の魅力に改めて光を当てることが重要であり、その方向性は、教員志望者の育成と確保、そして、学校が抱える業務量の削減が考えられます。

本市では、一定の割合で教員志望者がいることは大変うれしいことで、教員という仕事の魅力が変わらずにあることを示しているものと考えられます。

来年度の新採用教員の中にも、本市の小中学校を卒業し採用になった方、また、本市で臨時的任用職員として教員生活をスタートし、引き続き本市の採用になった方もいます。これは、本市では、チームワークよく、充実した教員生活を送っている教員が多いことも、大きな要因ではないかと考えられます。

これまで継続してきた大学との積極的な連携を進めるとともに、これまで培ってきた学校現場での「皆で教員を育てる」意識の醸成を図っていきます。

一方、学校に寄せられる様々な意見や期待のボリュームと、それに対応する学校のマンパワーの間には、大きな乖離があり、このことを解消しなくてはなりません。

学校のマンパワーを充実することと同時に、学校が抱えている業務量を減らし、マンパワーと業務量の乖離幅を小さくすることが必要です。これまで学校が背負ってきた業務を整理し、学校がやらねばならないことは何か、学校以外でやれることは何か等を広く議論していかなくてはならないと考えています。

そのためには、保護者や地域の方々の御理解とともに、教員自身がそのことを受け入れることが出来るかどうかということが課題だと考えており、4月から始まるコミュニティスクールの場でも議論をしていただきたいと思っています。

<再質問>

●オンライン授業の状況（実施クラス数、実施率等）について

(教育指導課)

臨時休業時におけるオンライン授業については、体調不良の児童生徒が複数いる状況ということもあり、教室で行っているような1コマごとの授業といった形態では、現在のところ実践した例はございません。

学級閉鎖等の臨時休業の際のタブレット端末の持ち帰りについては、対象学級の発達段階や臨時休業の期間、感染の状況等を勘案して各校においてその都度判断しております。

現時点で休業措置を行った学校の約7割の学校で、オンラインでの実践を行ったという報告がきている状況です。

5

橋田 夏枝 議員
(2日目2番)

発言の主題：1 ポストコロナ社会における公共施設のあり方について（教育総務課）

(3)学校施設の将来見通しについて

本市の学校施設は老朽化が進行しており、計画的な維持管理や改修等が大きな課題となる中、中長期的には児童生徒数の大幅な減少や小規模校の増加が見込まれるており、学校の小規模化に伴う諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されています。

こうしたことから、育てたい子ども像や学校教育の在り方の議論を踏まえ、地域コミュニティーの核施設としての学校の役割等にも留意し、児童生徒の保護者をはじめ地域住民の十分な理解を得ながら、学校の適正規模等の検討を行う中で、学校の統廃合について基本的な考え方を整理する必要があると考えます。

		<p>〈再質問〉</p> <p>●学校施設の修繕・改築を順次行う計画であるが、統廃合の議論と並行して進めて無駄なく行うべきではないか。</p> <p>学校施設個別施設計画では、今後10年間は劣化が進んでいく箇所の改修を優先して行い、その後、施設の更新を行うこととしています。</p> <p>施設整備が無駄な投資とならないよう、統廃合の前提となる学校の適正規模・適正配置の方針について次期総合計画前期基本計画の期間内に整理し、必要に応じ個別施設計画への反映を図るとともに、施設整備の必要性や実施時期等を見極めたいと考えます。</p> <p>●学校の適正規模・適正配置の議論もある程度結果を出していかないといけないが、これから約10年間で道筋を見出すことは可能か。</p> <p>学校の適正規模・適正配置については、次期総合計画前期基本計画の期間内に方針を定めた上で、必要に応じて学校施設個別施設計画を見直し、施設整備の必要性や実施時期等を見極めたいと考えます。</p>
6	大山 学 議員 (2日目4番)	<p>発言の主題：2 小中学校のタブレット端末について (教育指導課)</p> <p>(1) 成果と活用について</p> <p>タブレット端末は、授業において、黒板、紙、鉛筆、ドリル等と同様に学習用具や教材の一つとしての実践的な利用が進んでおります。活用例としては、教室で情報をインターネット等で検索したり、集めた資料を目的等に応じて整理したりしてきました。集めた資料をその場で共有し、クラスやグループでの話し合い活動をしておりました。様々な考えを聞くだけでなく目で見ることができるので、自分の考えをさらに深めることの一助となっております。</p> <p>そのほか、タブレット端末のカメラで運動会のダンスの見本を撮影し、それぞれ動画を見て自己練習をするなど、様々な場面でタブレット端末の効果的な利用がされているところです。</p> <p>(2) 課題について</p> <p>課題については、活用が広がり頻度が増すことによって、故障が増えていくことがあります。また、活用が広がり頻度が増すことによって、様々なIDやパスワードが増えてしまうことも課題の一つであります。</p> <p>タブレット端末には、インターネットにおけるセキュリティ上の設定をしており、情報の流出や児童生徒間のトラブル等の防止をしておりますが、活用がさらに進むことに伴い想定外のトラブル等が発生することも考えられます。今後もハード面でのセキュリティ対策とともに、情報モラル教育をより引き続き推進する必要があると考えております。</p>

7	土山由美子 議員 (2日目6番)	<p>発言の主題：1 みどりの食料システム戦略について (学校教育課)</p> <p><再質問></p> <p>●有機無農薬食材を使った学校給食の実現について</p> <p>学校給食で使用する野菜は、市の物資選定基準に基づき選定しており、できるだけ地場産のものを使用しています。</p> <p>有機野菜は、給食で使用するにはいくつかの課題があると考えます。1点目は、必要な食材が安定的に供給されるのかという点で、給食は食材の急な変更ができず、規格が均一でなかったりすると調理作業や、提供する給食自体に影響を及ぼします。</p> <p>2点目は価格面で、有機栽培野菜と国産標準野菜の販売価格を比較すると、有機栽培野菜は国産標準野菜の1.43から1.87倍と報告されています。</p> <p>学校給食の食材費は、保護者が負担する給食費で運営しています。昨今の食材価格の高騰により、限られた予算の中で、積極的に有機野菜を使用することは難しいと考えています。</p> <p>有機無農薬の食材を給食に使用することは、望ましいことと考えますが、安定した食材が安価で供給されることが、学校給食を運営していく上で重要な要因であるという認識のもと、今後も安心・安全な給食の提供に努めてまいります。</p>
8	安藤 玄一 議員 (3日目4番)	<p>発言の主題：2 児童・生徒の健康づくりについて</p> <p>(1)学校給食における人工物の含有について (学校教育課)</p> <p>学校給食の物資選定は、国の衛生基準及び市の物資選定基準に基づいています。</p> <p>給食で使用する物資は、選定の段階で納入業者が提出する書類から食品添加物を確認し、不必要的添加物を使用していないものを選定しており、給食では無添加の物を優先して使用しています。</p> <p>遵守すべき成分規格が定められ、添加物ごとに添加できる上限値等の使用基準も設定されており、給食に使用する加工品は、法の基準を満たした物で原材料まで明らかなものだけを使用しています。</p> <p>物資には、缶詰、冷凍品等の加工食品があり食品添加物が使用されていますが、添加物は、食品の形を形成し独特の触感を持たせるといった食品の製造過程で必要なものです。</p> <p>国は、食品添加物の使用基準について、使用対象食品や最大使用量を定めており、使用基準の上限量を摂取しても、ADIを下回る量しか摂取されないようになっていることから、添加物の安全性は国が行うリスク分析により守られています。</p> <p>給食で使用する食材の添加物含有量も国の使用基準に基づき製造された食品を使用しています。</p>

(2) 「食べてはいけないもの」の教育について（学校教育課）

小学校の家庭科では、栄養バランスの取れた食事をすることの大切さを学習します。

食事は体を作るだけではなく、人とのつながりを深め、心を和ませる働きがあることを学びます。

中学校の家庭科では、加工食品の特徴や食品表示法に基づく食品表示を学習します。

加工食品は、製造時に品質の改良や調味等を目的として食品添加物が加えられること、名称や原産地の表示、原材料名、内容量、保存方法等の表示が義務付けられていること、原材料には食品添加物も記載され、食物アレルギー、遺伝子組み換え食品を含む場合はこれらも記載される等の食品表示について正しく理解し、目的や用途に合わせて食品を選択できる力を養います。

食品添加物は、安全に安心して食べることができるよう基準値が設けられていること、添加物がないと製造できない加工品があることを学びます。

健康な食生活を送るため、食の安全に关心を持ち、安全性を確保するための制度の理解を深め、食品の安全や正しい表示を求めることが消費者の義務であり、そのために行動できる力を育みます。

(3) コロナ禍を起因とする運動不足について（教育指導課）

体力面での全体的な結果については、全国的に小中学校ともに前年度と比較して低下傾向となっており本市においても、同様の結果となっております。

「体育の授業で自分の動きの質の向上を実感している」という質問項目につきましては、全体的に全国と比べても高い割合を示しております。このことは、体育の授業においても学習の目標が明確に示されていることや振り返る活動がしっかりと行われていること等と関連していると考えております。

次にいわゆるコロナの影響に関してですが、学校の授業以外での1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合について、いわゆるコロナ前の前回調査と比べて、総運動時間が60分未満の児童の割合が増加している結果となっております。

さまざまな要因が考えられますが、感染症による影響もあると想定しております。

9	<p>川添 康大 議員 (3日目5番)</p> <p>発言の主題：1 GIGAスクール構想の課題について (教育指導課)</p> <p><u>(1) GIGAスクール構想の課題について</u></p> <p>●ICTの活用について</p> <p>これまでの効果的な活用例として、個別学習については、ドリルソフト等を活用して児童生徒の個々のペースで学習を進めながら知識・技能を習得することができます。さらに端末上だけで学習を完結するのではなく、漢字練習等においては間違えた漢字を実際にノートに書いて練習をするといった事例もございました。</p> <p>協働的な学習においては、児童生徒個々が作成した資料等をグループや学級全体で一斉に共有できるので、課題解決に必要な多角的な見方・考え方の育成の一助となり、さらにその後の話し合い活動が活性化したといった効果も表れています。</p> <p>このようにこれまでの学習活動をふまえながら、さらに学習を発展させるための教材教具の一つとして活用を図っていくことが大切であると考えております。</p> <p>●個人情報保護の問題について</p> <p>指導要録をはじめとする学校における児童生徒の個人の情報等については、保存期間も含め規則等に則り各校において適切に取り扱われているものと認識しております。</p> <p>GIGAスクール構想に基づく一人一台端末に関わる生徒個人のID等の取扱いについては、卒業後一定期間が経過した後に利用停止とし登録等も消去する予定です。</p> <p><再質問></p> <p>●個人情報保護の問題について</p> <p>個人情報に関するものとして、児童生徒の学習成果物や提出物、保護者から提出いただいている連絡先等が記載された帳票など、普段の学習や学校生活に関わる記録等については、学年末またはその個人情報の利用後に直接返却しております。学校が作成したデータ等についても、伊勢原市立学校情報セキュリティ対策基準に示されているとおり不要になった場合には各校において速やかに廃棄しております。</p> <p>学校における個人情報の取り扱いについては、各校と連携を図りながら適切に行ってまいります。</p>
---	---

学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

資料

2

★印は、特に学年末・学年始休業期間に関する指導

学年末から新年度にかけては、環境が大きく変化し、児童・生徒が自ら成長を自覚できる大事な節目であり、新たな目標をもち、意欲的に生活できる良い機会でもあります。児童・生徒一人ひとりが、この一年間を振り返り、新しい学年や新たな進路に対して目的や目標をもち、期待や喜びを感じて進むことができるよう、次の事項を参考にし、あらゆる機会を通して指導に努めてください。

また、今年度の児童・生徒指導の反省を生かし、充分な引き継ぎのもと、新年度の校内指導体制の確立と充実に努めると同時に、★学年末・学年始休業前後における各学校間の緊密な連携を充実させ、児童・生徒理解や問題行動等の解決にあたってください。

さらに、長期欠席児童・生徒の状況を把握するとともに、課題を抱えた児童・生徒に対しては、★年度の切り替え時期の不安に寄り添い、継続的な家庭連絡等、丁寧な指導により、状況の改善や問題行動等の未然防止に努めてください。

1 学習指導について

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的、計画的に進められるよう指導するとともに、学習の定着が不十分な児童・生徒には、継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和3年度学校運営・教育指導の重点」及び「令和3年度学校運営の重点課題」を踏まえ、確かな学力の育成に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 学年末・学年始休業中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導を心がけてください。また、学年始めにおいては、学校の教育目標や児童・生徒指導方針等を明確にし、指導に取り組んでください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなど指導してください。また、生活環境の変化にともない、緊張や不安など心の動搖が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かい配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して地域社会とのふれあいを深めるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について指導を徹底してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応し、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行い、いじめに関わった児童・生徒とその家庭、また、周囲の児童・生徒とその家庭に対する適切な指導等に努めてください。また、年度中に認知したいじめ事案について、解消状況の確認を含め、継続した支援・指導に努めてください。

- (6) 休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施するなど、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導・支援に努めてください。その際、支援シートの活用など、記録の管理が大切です。
- (7) 小・中学生においては、アルバイトは原則的に禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) 学年末・学年始には金銭目的の事件等が発生しやすい傾向にあります。トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等への出入りについては十分注意するよう指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や廃屋など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図り安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜徘徊や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が鉄道の利用に際し、有効な乗車券を持たず乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど不正乗車することがないよう、改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療するよう指導してください。
- (3) 新型コロナウィルス感染症拡大防止の大切さを児童・生徒に丁寧に説明し、多くの人が集まる場所への外出を避けるよう指導してください。特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が多く報告されているため、休業中においても、感染リスクの高い行動は自粛するように指導してください。
- また、以下の健康観察、健康管理について指導・周知してください。
- ア 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合や、強いだるさや息苦しさがある場合は医療機関を受診すること。基礎疾患（喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある場合は、早めに受診すること。
- イ 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に電話連絡し、次のことを伝えること。
- ・症状や症状が出始めた日
 - ・受診した医療機関や受診日
 - ・診断名

【参考】日常の健康管理と基本的な感染症対策

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・人混みを避け、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。
- ・寒い時期でも換気しながら加湿し、適度な保湿（湿度40%以上を目安）を徹底する。

- (4) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、実施責任者を定めて、計画的に実施してください。
- ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること。
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること。
 - ウ 不測の事態が起きた場合に、適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じて研修を行うこと。
- (5) グラウンド、体育館、その他屋外で活動を行う場合は、新型コロナウイルス感染症の感染予防（密を避けたり、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底した上で、児童・生徒の安全や健康に留意し、大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (6) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。特に、★寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、活動が可能な状況なのがしっかりと見極め、健康管理や事故防止に努めてください。また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かい指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識を持って指導に臨んでください。
- (7) 多発する交通事故を考慮に入れ、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。
平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に利用者に「自転車運転者講習」が義務付けられました。（子どもでも14歳以上は対象）歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話やスマートフォン及びヘッドフォン等の使用禁止も含め、安全な自転車の運転及び自転車事故の防止について指導してください。
また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も多数報告されています。外出時における安全な歩行など交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。
- (8) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなりうる道具は、その危険性についての指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底してください。
- (9) 不審者から声をかけられて、車に連れ込まれ性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりといった事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から、登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せずに帰ることや、不測の事態の際には迷わず110番通報したり、「あなたを守る家」等に助けを求めたりすることなどの指導を徹底してください。なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレfonカードは不要であり、そのまま110番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。
- (10) スマートフォン等の急速な普及により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNSに違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数のものに繰り返しコピーされ、全ての写真を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。

- (11) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。
- また、危険ドラッグについては、比較的安易に入手できることから、若者を中心とした使用が広がっております、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。
- (12) 知人からの誘いに安易に乗れ、小遣い欲しさに振り込め詐欺等の違法行為に加担してしまう状況があります。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘い言葉に惑わされて、違法行為に関わることのないよう指導してください。
- (13) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。
- (14) 学校の長期休業明けにかけて児童・生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。

4 緊急指導体制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画に基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な処置がとれるよう、緊急体制及び指導体制を確認してください。
- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急体制及び指導体制を事前に明示し再確認してください。

5 学年末・学年始休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜徘徊など、生活習慣が乱れがちな児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。★特に中学校1年では、小学校では欠席が少なかった生徒でも、学業不振等を含む様々な要因で欠席が増えることがありますので、留意してください。
- (2) 問題行動や遅刻、登校済り、不登校、学校内で孤立等の児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。その際、支援シートなどの記録を活用して、進級・進学後の環境へとつなぐことも大切です。
- (3) 長期休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れるやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。いじめについては、部活動や、習い事等の中でいじめが起こる場合もあります。また、インターネットを介した悪口・からかい等のいじめは学校から離れても行なわれます。休業中といえども、常にいじめに対するアンテナを高く保ち、いじめ等を認知した場合は、迅速かつ適切に対応できるよう学校の児童・生徒指導体制や連絡体制を再確認してください。

6 その他

- (1) P T A・地域等の集まりの機会をとおして、学年末・学年始休業中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (2) ホームレスの状況にある方に対する嫌がらせや暴力行為等を行わないよう、人権尊重を基盤とした思いやりの心を育成する指導に努めてください。
- (3) 児童・生徒の節電に対する主体的な取組を促進し、学校・家庭等における節電を推進するよう指導に努めてください。
- (4) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、契約時の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの徹底や深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任をもつよう協力を求めるとともに、改めて学校と家庭が連携した児童・生徒の指導を推進してください。
- (5) 長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（S O S の出し方）等について、指導してください。

～一人じゃないよ 相談してね～

24時間子どもSOSダイヤル

相談専用電話 0120-0-78310 あるいは (0466) 81-8111

【利用時間】 24時間・365日受付

不登校ほっとライン

相談専用電話 (0466) 81-0185

【利用時間】 月～金 8:30～21:00

土・日・祝休日 8:30～17:15 (年末年始 休み)

「チャイルドライン」

【相談専用電話】 0120-99-7777

【利用時間】 16:00～21:00

～子どもも、若者も、親も、ひとりで悩まないで、まずここに相談～

かながわ子ども・若者総合相談センター

相談専用電話 (045) 242-8201

【利用時間】 9:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始 休み)

子どもや若者が抱える様々な悩みについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

～ひきこもり、不登校等についての悩みはこちらでも相談できます～

神奈川県西部青少年サポート相談室

相談専用電話 (0465) 35-9527

【利用時間】 10:30～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝祭日・年末年始、その他休室日 休み)

*第3金曜日は、19時まで

～伊勢原市の相談機関～

伊勢原市青少年相談室

相談専用メール

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

相談専用電話

<ヤングテレホン> (0463) 96-0800

<青少年相談(保護者用)> (0463) 94-1030

伊勢原市教育センター

相談専用電話

<教育相談> (0463) 94-8900

伊勢原市教育委員会教育指導課

(0463) 74-5247 (直通)

【電話相談の利用時間】 月～金 9:00～17:00 (年末年始・祝日を除く)

【参考資料】

(○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能)

1-(2)

- ・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード：「令和3年度学校運営・教育指導の重点」

2-(5)

- 『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』（H30. 6）
- 『いじめ防止啓発リーフレット（保護者・地域用）』（H29. 9）
- 『学校のいじめ初期対応のポイント』（H25. 3）
- 『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』（H25. 3）

3-(3)

- 『学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き（幼稚園、小・中学校等）』（R3. 4）

3-(5)

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）

3-(6)

- 『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』（H25. 7）

3-(4)～(6)

- 『運動時における安全指導の手引き（総論編）』（R1. 7）
- 『部活動指導ハンドブック』（R2. 5）及び『部活動における事故防止のガイドライン』（H21. 8）

3-(9)

- 『公衆電話の特徴と使用方法』（総務省）

3-(10)

- ・「児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について」（H25. 10. 8通知）

3-(11)

- 『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』（H23. 3改訂）
- 『危険ドラッグの恐怖』（動画）や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5-(1)

- 『自分らしくゆっくり学ぼう』（R3. 11）
- 『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』（H31. 3）
- 『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』（H30. 6）
- 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』（H26. 2）
- 『神奈川県不登校対策検討委員会報告書（最終版）』（H23. 5）※いずれも県教育委員会HPよりダウンロード可能

6-(4)

- 『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』
- 『スマホ利用に係る新中学1年生保護者向けリーフレット』

【根拠法・条例等】

2-(7)

- ・『労働基準法』（第6章 年少者）最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2-(8)

- ・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止（午後6時から午後8時前までは保護者

の同伴があればよい)

2-(9)

- ・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畠に正当な理由がなくて入った者」

2-(10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(深夜外出の制限) 第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう)に青少年を外出させてはならない。」

2-(11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けてして次の行為をしてはならない。」

①有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で下車しない場合

3-(7)

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為15項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、

安全運転義務違反等

3-(8)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』(刃物の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止) 第22条

- ・『軽犯罪法』第1条 第2号

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携

帶していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類(性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど)を販売し、頒布し、交換し、贈

与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務) 第47条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施

行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸いし、若しくはこれらの目的で所持した

と認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならぬ。」

3-(10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』第31条の2(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護

等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視

覚により

認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。)の

提供を求めてはならない。」

3-(11)

- ・『未成年者喫煙禁止法』
- ・『未成年者飲酒禁止法』
- ・『毒物及び劇物取締法』(対象物=シンナー等有機溶剤)
- ・『覚醒剤取締法』(対象物=覚醒剤)
- ・『大麻取締法』(対象物=大麻)
- ・『麻薬及び向精神薬取締法』(対象物=ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬)
- ・『医薬品医療機器等法』(対象物=危険ドラッグ)
- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務) 第47条
- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』(保護者の責務) 第4条
- ・『神奈川県薬物濫用防止条例』